

施設基準届出一覧（特掲診療料）

■	心臓ペースメーカー指導管理料の「注５」に規定する遠隔モニタリング加算
■	糖尿病合併症管理料
■	がん性疼痛緩和指導管理料
■	がん患者指導管理料イ
■	がん患者指導管理料ロ
■	がん患者指導管理料ハ
■	がん患者指導管理料ニ
■	糖尿病透析予防指導管理料
■	小児運動器疾患指導管理料
■	乳腺炎重症化予防ケア・指導料
■	婦人科特定疾患治療管理料
■	腎代替療法指導管理料
■	二次性骨折予防継続管理料 1
■	二次性骨折予防継続管理料 3
■	下肢創傷処置管理料
■	慢性腎臓病透析予防指導管理料
■	地域連携小児夜間・休日診療料 1
■	地域連携小児夜間・休日診療料の注 2、地域連携夜間・休日診療料の注 2 及び救急外来医学管理料の注 7 に規定する院内トリアージ実施体制加算
■	救急外来医学管理料 1 及び同注 3 に規定する救急外来緊急検査対応加算 1
■	外来腫瘍化学療法診療料 1
■	連携充実加算
■	外来腫瘍化学療法診療料の注 9 に規定するがん薬物療法体制充実加算
■	心不全再入院予防継続管理料 1 及び 2
■	遺伝性疾患療養指導管理料の注 1 から注 3 までに規定する施設基準
■	開放型病院共同指導料
■	がん治療連携計画策定料
■	外来排尿自立指導料
■	ハイリスク妊産婦連携指導料 1
■	ハイリスク妊産婦連携指導料 2
■	肝炎インターフェロン治療計画料
■	薬剤管理指導料
■	医療機器安全管理料 1
■	歯科治療時医療管理料
■	救急患者連携搬送料
■	在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注 2
■	在宅自己腹膜灌流指導管理料 2
■	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の「注 2」に規定する遠隔モニタリング加算
■	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
■	持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定
■	持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）
■	遺伝学的検査の「注 1」に規定する施設基準
■	骨髓微小残存病変量測定
■	B R C A 1／2 遺伝子検査
■	先天性代謝異常常症検査
■	H P V 核酸検出及び H P V 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
■	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）
■	検体検査管理加算（Ⅳ）
■	遺伝カウンセリング加算
■	時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
■	ヘッドアップティルト試験
■	神経学的検査
■	補聴器適合検査
■	コンタクトレンズ検査料 1
■	小児食物アレルギー負荷検査
■	内服・点滴誘発試験
■	C T 透視下気管支鏡検査加算
■	画像診断管理加算 2
■	遠隔画像診断
■	ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影
■	ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（アミロイド P E T イメージング剤を用いた場合に限る。）
■	C T 撮影及び M R I 撮影
■	冠動脈 C T 撮影加算
■	心臓 M R I 撮影加算
■	乳房 M R I 撮影加算
■	小児鎮静下 M R I 撮影加算
■	抗悪性腫瘍剤処方管理加算

施設基準届出一覧（特掲診療料）

■	外来化学療法加算 1
■	無菌製剤処理料
■	心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
■	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
■	運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
■	呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
■	がん患者リハビリテーション料
■	歯科口腔リハビリテーション料 2
■	通院・在宅精神療法の注 8 に規定する療養生活継続支援加算
■	通院・在宅精神療法の注 9 に規定する心理支援加算
■	処置の休日加算 1（医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則の 5 に掲げる処置の休日加算 1）
■	処置の時間外加算 1（医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則の 5 に掲げる処置の時間外加算 1）
■	処置の深夜加算 1（医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則の 5 に掲げる処置の深夜加算 1）
■	静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）
■	人工腎臓
■	導入期加算 2 及び腎代替療法実績加算
■	透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
■	腎代替療法診療体制充実加算
■	下肢末梢動脈疾患指導管理加算
■	ストーマ合併症加算
■	歯科技工士連携加算 1 及び光学印象歯科技工士連携加算
■	CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー
■	組織拡張器による再建手術（一連につき）（乳房（再建手術）の場合に限る。）
■	緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
■	人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）
■	人工膝関節置換術（手術支援装置を用いるもの）
■	椎間板内酵素注入療法
■	緑内障手術《緑内障手術【流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術】》
■	緑内障手術【濾過胞再建術（needle 法）】
■	上咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、中咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、下咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、喉頭蓋嚢腫摘出術（鏡視下によるもの）及び喉頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）
■	乳癌センチネルリンパ節生検加算 2 及びセンチネルリンパ節生検（単独）
■	乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの）
■	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）
■	肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
■	内視鏡下筋層切開術
■	食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃・十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）及び腔腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
■	経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
■	経皮的中隔心筋焼灼術
■	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
■	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
■	大動脈バルーンパンピング法（IABP 法）
■	経皮的下肢動脈形成術
■	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
■	骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
■	内視鏡的逆流防止粘膜切除術
■	腹腔鏡下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
■	腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
■	腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
■	バルーン閉塞下経静脈的塞栓術
■	腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）
■	体外衝撃波胆石破碎術
■	腹腔鏡下肝切除術
■	腹腔鏡下肝切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
■	体外衝撃波膵石破碎術
■	腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
■	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
■	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
■	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
■	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
■	腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
■	体外衝撃波腎・尿管結石破碎術

施設基準届出一覧（特掲診療料）

■	腹腔鏡下腔式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
■	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
■	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）
■	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る。）
■	手術の休日加算 1（医科点数表第 2 章第 1 0 部処置の通則の 1 2 に掲げる手術の休日加算 1）
■	手術の時間外加算 1（医科点数表第 2 章第 1 0 部処置の通則の 1 2 に掲げる手術の時間外加算 1）
■	手術の深夜加算 1（医科点数表第 2 章第 1 0 部処置の通則の 1 2 に掲げる手術の深夜加算 1）
■	医科点数表第 2 章第 1 0 部手術の通則の 1 6 に掲げる手術
■	医科点数表第 2 章第 1 0 部手術の通則の 1 9 に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る）
■	医科点数表第 2 章第 1 0 部手術の通則の 1 9 に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術）
■	周術期栄養管理実加算
■	外科医療確保体制加算
■	輸血管理料 I
■	輸血適正使用加算
■	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
■	胃瘻造設時嚥下機能評価加算
■	吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの） 1
■	麻酔管理料（I）
■	麻酔管理料（II）
■	保険医療機関間の連携による病理診断
■	病理診断管理加算 1
■	悪性腫瘍病理組織標本加算
■	口腔病理診断管理加算
■	クラウン・ブリッジ維持管理料
■	看護職員処遇改善評価料 5 4
■	外来・在宅ベースアップ評価料（I）
■	外来・在宅ベースアップ評価料（I）の注 5
■	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）
■	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）の注 5
■	入院ベースアップ評価料 1 3 4
■	歯科技工所ベースアップ支援料
■	酸素の購入単価